

平成30年度事業計画

我が国の経済は、情報関連財等の輸出の一段の伸びや消費者マインドの改善による個人消費の緩やかな持ち直しなどから、昨年7～9月期の名目GDPでは実額が549兆円と過去最高となり、こうした内外需の貢献により実質GDPは堅調なプラス成長となった。

しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向による景気動向への潜在リスクもあり、最近では米国の金融政策の動向から我が国経済に影響がでるなど、景気回復の長期化に予断を許さない状況にもなっている。

こうした中、トラック運送業界では国内経済の堅調さを受けて荷動きも活発となり、昨年の事業用自動車の総輸送量は前年を上回り、今後もしばらくはこの状況が継続すると予想されている。また、運賃・料金もじわじわと改善傾向にあり、製造業等での物流コストの上昇圧力による製品単価の値上げ機運の高まりがマスコミでも報じられている。

このような環境の中、平成29年中に発生した事業用トラックが第一当事者となった死亡事故件数が、全国で289件（対前年比14件増）となり、また、昨年の県内の交通事故死者数は177人で全国のワースト2位になるなど、交通事故防止の取り組みが社会から強く求められている。こうした状況を受け、平成30年度は交通事故防止対策の徹底を強力に推進し、交通事故の撲滅を目指すこととする。また、県内の自動車関係業界団体に広く参加を求め、コンテンツを更に充実させた交通安全大会を開催するほか、Gマーク取得事業者にインセンティブを図るなどした安全装置の助成事業及び先進的安全装置の情報収集などを推進し、少しでも多くの会員に安全対策の徹底に努めていくこととする。さらに、老朽化が進行する総合教育センターの研修施設の整備・修繕を行うとともに研修スタッフを強化したうえ研修事業活動を充実化させ、ドライバーの安全に対する意識の向上を目指すなど、事故防止対策の徹底を図るとともに、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力して、所謂Gマークの取得促進やそのフォローアップを行い、一層の啓発活動により会員の認定率向上に向けた事業の推進に努める。

次に、働き方改革に向けた政府の動きが活発化し、長時間労働の改善や生産性向上の取り組みが強く求められる中、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会」を活用し長時間労働の抑制・生産性の向上を図るとともに、多様な人材の確保と育成を図るため免許取得の助成制度を継続するほか、若い人材の確保並びに従業員のスキルアップの支援を充実拡大し、若年層の職業意識・意欲の向上等による人材確保対策の推進を図る。また、長時間労働、低賃金改善の原資となる運賃・料金については、標準貨物自動車運送約

款の改正に伴う運賃・料金の適正収受及び適正な取引環境の構築に向け、荷主への啓発活動を実施するなど様々な取り組みを推進する。

さらに、従来から実施してきた経営基盤強化対策や、環境対策、防災対策等の一層の充実・強化を図っていくとともに、適正化事業実施機関による巡回指導の確実な実施と指導改善等フォローアップを充実していく。

トラック運送業界は、我が国の国民生活や産業活動のライフラインとして重要な役割を担うとともに、我が国経済の基盤を支える重要な産業となっている。安全・安心な貨物輸送を将来にわたり持続・維持し、業界に課せられた公共的な使命を果たすため、事故防止対策、働き方改革や生産性向上への取組、環境問題への対応等、業界が抱える課題への対応が急務であり、これらの課題へ対応するため、今後も積極的な施策を展開していくことが求められている。このため、平成30年度の最重点施策及び重点施策を次のとおり定め、各種事業を積極的に展開していく。

【 最 重 点 施 策 】

- 1 交通事故防止対策の徹底
- 2 働き方改革への対応及び多様な人材確保対策等の推進
- 3 標準貨物自動車運送約款改正に伴う運賃及び料金の適正収受の推進

【 重 点 施 策 】

- 1 交通事故（労働災害を含む）防止活動及び防止対策の推進
- 2 働き方改革を踏まえた労働環境の整備対策及び多様な人材確保・育成対策の推進
- 3 取引環境の適正化及び運賃・料金の適正収受等様々な対策の推進
- 4 環境・省エネ対策への積極的な取り組み
- 5 貨物運送適正化事業実施機関の指導の充実及び啓発・広報活動の推進
- 6 初任運転者教育等研修の充実と運行管理者の安全意識の向上及び適性診断の促進
- 7 物流専門家派遣を踏まえた防災体制の充実と各自治体等との緊密な連携の推進
- 8 資金調達円滑化等支援事業及び経営基盤強化対策事業の推進
- 9 広報・PR活動のより一層の充実強化
- 10 未加入事業者の加入促進

<事業計画の概要>

1 経営安定化対策推進事業（総務委員会）（経営支援委員会）

近年、日本経済は緩やかな回復基調が続いているが、中小企業が99%を占めるトラック運送業界は依然厳しい状況にある。国内軽油価格はOPECと非加盟産油国による協調減産のさらなる延長により価格の高騰が懸念されている。また、少子高齢化の進展とともに労働時間の改善等労働環境の課題により、ドライバー不足が顕著となり人件費率が上昇するなど、運送事業の経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況を踏まえ、平成30年度は経営基盤強化対策として、経営相談などの各種相談事業や個別巡回訪問の実施等の事業を、（一社）埼玉県中小企業診断協会と連携して実施する他、何でもプロ顧問団の専門家による相談事業の利用の増加を図るとともに、引き続き近代化基金融資助成制度等を活用した経営の安定化を目指した支援体制を整える。

また、会員企業の経営マネジメント力強化の一助となるよう次世代を担う経営者育成に向け、会員企業の後継者層を対象にプレゼンテーションの技法や提案の手法を習得するための「マネジメントスクール」は、内容・運用を精査し、従来のカリキュラムを通して学ぶスクール方式から、必要な部門を必要な箇所を選択して学べる方式に変更し、併せて海外視察研修の事前研修と協調し開催することとしたい。

（1）資金調達円滑化等支援事業

- ① 融資等説明会（2回）
- ② 資金繰り・経営相談等（20社）
- ③ 経営改善計画の策定（5社）
- ④ 経営支援対策等個別巡回訪問（50社）
- ⑤ 経営診断の実施（10社）
- ⑥ 経営診断企業等フォローアップ
- ⑦ 個別巡回訪問報告書作成（2,500部）
（中小トラック運送会社の課題解決マニュアル含む）
- ⑧ 会員企業支援対策実施本部情報交換会議の開催

（2）新たな事業展開を目指す経営革新計画づくり支援事業

- ① 経営革新セミナー・個別相談会の開催
- ② 経営革新計画策定支援（5社）
- ③ 経営革新計画策定企業フォローアップ

（3）助成事業

- ① グリーン経営認証取得助成金

(4) セミナー、説明会

- ① グリーン経営認証取得説明会の開催
- ② 原価意識向上に関するセミナー（2回）

(5) 何でもプロ顧問団相談事業

- ① プロ顧問団による相談事業の実施（随時）（顧問団利用のすすめ含む）
- ② 相談事業円滑化を図るための情報交換会の開催

(6) 近代化基金融資助成事業

(7) 信用保証料助成事業

(8) マネジメントスクールに代わる研修会の実施

2 安全対策事業（交通・環境対策委員会）（労務対策委員会）（総務委員会）

「物流」というライフラインを担う貨物自動車運送事業者にとって、交通事故防止への取組みは、企業の安定経営の根幹であり、輸送サービスの安定供給を可能とする優れた人材を確保するための魅力ある職場環境作りにおいても必要不可欠である。また全平成28年は、埼玉県車籍の事業用貨物自動車^が第一当事者となった死亡事故が、全国で22件発生し、ワースト1位となっており、一層の事故防止対策が求められている。（平成27年は全国で19件、ワースト2位）

については、交通事故防止対策として Gマーク取得事業者に対する助成制度の拡大、各種事故防止研修、安全運転コンクール参加の呼びかけ、ADAS（先進的運転支援システム）等の情報収集、また、「交通安全大会」、「交通安全・環境フェア」の更なるコンテンツの充実や自転車シミュレーター等による一般の方への交通安全の普及を総務委員会と協調し行い、事故防止対策を推進する。

また、防災関係においては、埼玉県及び各市町村との緊密な連携を築き、緊急救援物資輸送及び埼玉県との協定に新しく盛り込んだ「物流専門家派遣」要請に迅速な対応を行う。

(1) 交通安全・環境対策事業

- ① 「交通安全大会」、「交通安全・環境フェア」の更なるコンテンツの充実
- ② 交通安全指導事業（指導車、自転車シミュレーターの活用）
- ③ 支部（ブロック）への支援（交通安全研修等）
- ④ 管理者・運転者への交通安全研修、安全運転コンクール、ドライバーコンテストの開催
- ⑤ ADAS（先進的運転支援システム）等の情報収集、エコドライブ等の推進・啓発活動

⑥ 行政等の行う事業の協賛・後援

(2) 各種助成事業

① 安全装置（Gマーク取得事業者に対する助成制度の拡大）

② 運転適性診断受診の助成・運転記録証明証取得の助成

(3) 緊急・救援輸送対策事業

① 防災体制強化の推進並びに支部への支援

② 救護活動車両整備事業等への支援

3 環境対策事業（交通・環境対策委員会）

厳しい経営環境の中、自動車NOx・PM法による最新規制適合車への代替え、県条例による粒子状物質減少装置の装着に取り組むなど、その改善に貢献してきたが、更に温室効果ガス抑制に向けた取り組みは継続され強化されている。

このため自動車を使用して事業活動を行う者の責務として環境対策に積極的に取り組み、社会と共生する信頼ある業界を確立するものとするため低公害車導入助成、エコドライブの推進（エコドラを利用した交通事故防止活動含む）、そしてCO2の吸収源対策としての「トラックの森づくり」（植樹事業）を継続的に推進する。

① 低公害車導入及びアイドリングストップ支援装置助成事業

② 「トラックの森づくり（植樹事業）」の推進。

③ エコドライブ等の普及促進。

④ 環境法令の周知徹底

4 貨物運送適正化事業（適正化事業推進委員会）

貨物自動車運送事業法第38条により指定された当実施機関は、事業用貨物自動車による第一当事者の交通死亡事故が全国では昨年より増加しており、又埼玉県内の事業者による第一当事者の交通死亡事故も多く発生していることに鑑み、早急の対応が必要となることから、当実施機関の事業目的である貨物自動車運送事業者のさらなる輸送の安全確保並びに輸送秩序の確立に重点を置き、運送事業者に対する巡回指導の実施を通じより一層の事故防止の啓発に努めると共に、巡回指導後のフォローアップ体制の強化を図る。さらに評議委員会の開催により貨物自動車運送事業法39条に掲げる諸事業（事業者指導、輸送秩序対策、行政との連携等）の適切な遂行に努めると共に、全国適正化実施機関の掲げる活動指針に基づき事業を適切に実施する。特に国土交通省との連携強化においては、実施機関の役割の重要性が従来以上に高まったことを踏まえ、通報制度に伴う巡回指導を含め公正かつ着実に事業の推進を図るため、以下のとおり諸施策を策定し事業を実施する。

また、トラック協会関係部との連携による、総合的支援体制を構築し、事業者の経営基盤の強化に努める。

(1) 適正化事業管理関係

- ① 適正化事業の円滑な事業展開を図るため、適正化事業推進委員会への事業提案並びに報告を行う。
- ② 埼玉運輸支局等関係行政との定期連絡会議・勉強会を開催することにより、知識向上を図り、的確な指導の実施に努める。
- ③ 全国・関東・近隣実施機関等の研修会に参加することにより、指導員個々のスキルアップに努める。
- ④ 北関東ブロック指導員研修会を開催し、巡回指導等に関する諸問題を協議し、事業運営の充実に努める。
- ⑤ 適正化事業実施機関評議委員会を開催し、実施機関の組織・運営の一層の中立性、透明性の充実に努める。

(2) 輸送秩序確立対策事業関係

- ① 平成30年度の巡回指導目標数は、1,100事業所とする。
- ② 巡回指導の必要性が高い事業者に重点をおき、優先的に巡回指導を実施し、事業者の自立的な改善を促進する。
- ③ 運輸支局等との更なる連携による速報制度並びに相互通報に伴う特別巡回指導の強化への適切な対応に努める。
- ④ 施設の確保と安全確保並びに法令の遵守を重点項目として厳正に指導に努める。
- ⑤ 運輸支局の要請による改善命令報告に基づく、現地確認調査等に協力する。
- ⑥ 荷主企業等の輸送秩序に対する啓発活動に努め、運送業界のさらなる理解を求める。
- ⑦ 引越事業者を対象とした講習会を開催し、引越事業者優良認定制度の普及に努める。
- ⑧ 物流セミナーを通して、荷主企業とトラック運送事業者の相互理解を深め輸送秩序確立に理解を求める。

(3) 事故防止対策事業関係

- ① 新規許可事業者に対する適切な事業活動に向けて指導を実施する。
- ② 過積載防止に向けての荷主の理解を図るため、関係行政機関との連携による啓発に努める。
- ③ 過労運転に伴う事故防止に向け、啓発活動を行うとともに指導を行う。

(4) 適正化啓発対策事業関係

- ① 全国適正化実施機関が実施する安全性評価事業に関し、制度の概要並びに認定取

得後のインセンティブ（IT点呼の導入等）について事業者等への周知を行うと共に、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑・適正な実施に協力し、協会支部への取得促進と共に個別指導等によりGマーク取得までのフォローアップを行い、一層の啓発活動により会員の認定率の向上に向け、事業の実施に努める。

- ② 全国適正化実施機関が行っているGマーク制度の認知度アップを図るためのラッピングトラックに協力をする。
- ③ 運輸安全マネジメント制度の普及啓発を図るための資料を作成・配布し、周知を図る。
- ④ 安全意識の向上を図るため、運転者への指導・監督の徹底実施に向け、啓発資料を作成・配布し周知を図る。
- ⑤ 安全性優良事業所における国土交通省表彰の被表彰者となる事業者に対し、周知と共に推薦を行う。

5 教育センター運営事業（教育センター運営委員会）

平成30年度においては、引き続き従来の安全教育の研修体系・研修内容を継続しつつ、研修生の安全に対する意識の向上を考慮した研修の提供を図る。

各種の研修においては、増加傾向にある研修希望者に対応するため、老朽化に伴う研修施設の整備・修繕並びに研修スタッフの強化を図り、研修事業活動の充実を目指していく。

また、好評を得ている初任運転者に対する特別な指導に対する教育指針の見直しに対応した研修の実施等、業界の良質な労働力の確保の一助としての活動を行う。同時に安全教育機関としての「トラック総合教育センター」を業界に限らず地域社会へも積極的に発信して行くと同時に、交通安全体験車「サイトくん」の活動を通じて、各種学習安全体験型機器を用いることにより、子供から高齢者までの幅広い世代に対し、交通安全活動の必要性並びに事故防止重要性の啓発を図る。

さらには、運行管理者の一般講習を開催することによる、管理者の安全意識の向上を目指すと同時に、運転者に対する「一般・初任・適齢」の各適性診断を計画的に実施し、交通事故の未然防止に努める。また、新たな試みとして近年増加している女性の運行管理者の方にも確実に受講していただくため、女性専用の受講日を設定する。

埼玉県トラック総合教育センターとしての目的であります『経営責任』『安全確保の責任』『社会的責任』を果たせる物流事業への教育の場として、以下の研修を提供する。

(1) 研修体系

- ① 中型・大型トラック運転練習（1日コース）
- ② 新人乗務員研修（初任運転者2日コース）
- ③ 事故防止乗務員研修（2日コース）
- ④ 安全確認研修（1日コース）
- ⑤ エコドライブ研修（1日コース）
- ⑥ 事故惹起者運転研修（1日コース）
- ⑦ 安全運転指導者研修（1日コース）
- ⑧ （公社）全日本トラック協会安全研修（3日コース）
- ⑨ 個別事業者研修（1日・2日コース）
- ⑩ 運行管理者試験特別講座（1日コース）
- ⑫ 適性診断（半日コース）
- ⑬ 運行管理者一般講習

6 協会事業運営円滑化事業（総務委員会）

東西南北ブロック協議会の会長による会議については、各ブロック協議会の事業等について情報交換を行い、協会事業の推進並びに活動等に反映させる。

また、役員改選時においては正副会長候補者の推薦について協議・調整し、総務委員会及び理事会へ提案・報告したい。

7 海外事情調査研究事業（総務委員会）

定期的に実施している海外への視察研修を平成30年度に米国運輸産業・第4次産業革命（A I 【人口知能】、I o t）視察を実施し、物流産業に導入された場合の先進事例への見識を高めるために実施する。

① 開催日程 平成30年6月10日（日曜日）～17日（日曜日）

② 参加者数 約25名

③ 視察場所

- ・ニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコにおける物流企業並びにA I ・I o t 開発企業等。
- ・日本大使館へ駐在する国土交通省担当者との意見交換会

8 税制対策事業（総務委員会）

税制面での改正を県及び国へ要望する事を目的とし、埼玉県より選出された国会議員・埼玉県議会議員との意見交換会を埼玉県トラック政治連盟と連携し引き続き実施するとともに、公益社団法人全日本トラック協会並びに全日本トラック事業政治連盟とも協調し、業界の窮状を訴えたい。

● 税制改正関連要望事項

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
 - ① 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止
 - ② 自動車税の引き下げ
 - ③ 自動車税における営自格差見直し反対
 - ④ 自動車重量税の道路特定財源化

- (2) 特例措置の延長
 - ① 自動車取得税の ASV（先進安全自動車）特例措置の延長・拡充
 - ② 自動車取得税における免税制度（取得価格 50 万円以下）の延長
 - ③ 雇用促進税制の延長
 - ④ 所得拡大促進税制の延長
 - ⑤ 少額資産即時償却の延長
 - ⑥ 物流総合効率化法に基づく特例措置の延長

- (3) トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用

- (4) 埼玉選出国會議員（与党）、トラック輸送振興議員連盟、県議會議員との意見交換

9 労務対策事業（労務対策委員会）

自動車運送事業は、産業活動や国民生活の基幹となる運送サービスを提供する重要な産業である。しかしながら、全産業と比べ長時間・低賃金状態であることから、若年労働者の獲得が難しく、運転者不足が年々顕著となってきた。これに伴いドライバーの高齢化も進行していることから、将来の担い手を確保し良質な輸送サービスを安定的・継続的に提供するために、労働環境の改善は喫緊の課題である。

このような中において平成 29 年度中には、労働力不足に起因する課題が顕在化した一方、働き方改革、顧客都合による待機時間の記録の義務化、約款改正による運送における待機や荷役にかかる料金の明確化等、適正取引・労働環境改善に向けた施策が構築されたが、働き方改革を軸とした好循環には至っていないのが現状である。

なお、道路交通法の改正により準中型免許が創設され、18 歳から車両総重量 7.5 t 未満の車両を運転できるようになり、若い人材が当業界で就労するに障害であった自動車運転免許制度においては、敷居が一段低くなった。

このようなことから、平成 30 年度においては、労働環境改善に向けた施策として、改正労働基準法の施行期日の 5 年後の罰則付きの時間外労働の上限規制を見据えた適正取引の樹立及び運賃・料金の適正收受並びに労働時間短縮に向けた全会員の活動、さらに荷主への啓発活動を行うこととする。

人材確保対策、従業員のスキルアップ対策としては、上位免許や準中型免許等取得に対

する資格確保支援の継続、会員事業者が社内で自ら行う指導に必要な資料提供等、プロドライバーの育成体制の確立を支援することとする。

さらに、高校生等が抱く当業界のイメージを刷新し、若い人材獲得への地盤固めとして有益なインターンシップの受け入れ事業を継続し、会員への支援を行うこととする。また、本年度で3年度になる埼玉県が引き続き実施する厚生労働省事業の物流分野の人材育成事業においては、業界のPR・就労体験等に協力し、異業種からの人材確保に取り組むこととする。

健康を起因とする事故防止策としては、会員事業者の従業員に対する健康診断受診助成事業、高齢ドライバーへの対応として脳MRI検診等の支援事業を継続し、会員の厚生事業を支援する。

また、平成29年中の死亡労災人数が全産業では3.7%の増加である中で、当業界は36.1%と大幅な増加となったことから、陸災防埼玉県支部との連携の下、荷役の作業手順、特にフォークリフトやロールボックスパレット等の荷役機器の基本操作の再確認、並びに荷台等からの墜落・転落を防止のための安全対策の普及を図り、会員事業所及び荷主先での安全な環境作りに取り組むこととする。

以上のことから、次の事業を行うこととする。

(1) 近代化対策事業

- ① 大型・中型等上位免許取得に対する一部助成の拡充
- ② フォークリフト運転技能等講習に対する一部助成
- ③ 人材確保支援事業（インターンシップも含む）
- ④ 中小企業大学校促進事業

(2) 事故予防対策

- ① 事故予防としての健康診断
- ② 高齢者に特化した検診の推進
- ③ 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査への一部助成
- ④ 労災事故防止啓発活動（陸災防と共催）
- ⑤ 血圧計購入支援事業（全ト協事業の促進）

(3) 労働環境整備事業

- ① 各種セミナーの開催
 - ・労働環境改善（労働時間・労働争議・荷主対策）
 - ・労災防止対策（陸災防と共催）
- ② 女性ドライバー等人材確保に係る研修会の開催
- ③ トラック輸送における取引環境・労働時間改善埼玉県地方協議会への協力
- ④ 荷主向けリーフレットの作成・配布

(4) 研修等経費助成事業

- ① 運行管理者、整備管理者研修会への助成

(5) 福利厚生活動事業

① 契約保養施設利用への一部助成

10 広報PR事業（総務委員会）

交通・労働安全対策、環境対策、社会貢献活動等、様々な活動を積極的に会員事業者と取組み、環境改善や交通事故・労働災害撲滅に取り組んでまいりましたが、対外的な広報PR不足のため、業界の取組みが一般の皆様方に理解されていないのが現状です。

広報手段として、明瞭なホームページリニューアルを既に行い、迅速な情報伝達及び明確な情報表示を展開し、会員事業者への情報提供、また、一般の皆様には業界・協会の取り組む様々な事業について効果的な広報活動を引き続き展開したい。

11 社会貢献活動（総務委員会）（交通環境対策委員会）

トラック輸送の現状、安全対策、環境対策、社会貢献活動等の取組み状況について、会報やホームページ、ファックスサービス、一般紙、業界紙、ポスター及びメディア等を活用して一般県民に対する広報活動を強力に推進する。

埼玉県トラック総合会館への来協者及び施設貸出並びに埼玉県トラック総合教育センターでの受講者増加、更に東部・西部従業員サービスセンターの利用時に、万に備えAED（自動体外式除細動器）を導入した。

埼玉県トラック総合会館及び埼玉県トラック総合教育センターへ普通救命講習Ⅰを終了した職員が在籍しているが、東部・西部従業員サービスセンターへのAED（自動体外式除細動器）の導入に伴い、各支部希望者へ普通救命講習Ⅰを、さいたま市消防局の協力を得て実施したい。

- (1) 第15回「児童絵画作品コンクール」の開催
- (2) 支部・ブロック協議会における「トラックの日」の活動助成
- (3) 青年部会の後方支援
- (4) 新入学児童へのトラック型防犯ブザーの作成・配布
- (5) AED（自動体外式除細動器）導入に伴う普通救命講習Ⅰ受講推進

12 未加入事業者の加入促進事業（総務委員会）

新規許可事業者については、新規許可交付の際に加入説明を実施し代表者に面会し加入促進を強化し、既存の事業者については、埼玉県内の未加入事業者に対する協会事業の紹介、会員サービスについて案内を送付するとともに、各支部における加入促進活動に協会事務局が同行し加入活動を実施したい。

13 部会活動の支援

(1) 重量部会

重量部会では、特殊な車両による高品質な輸送サービス提供のため、法的な知識取

得のための研修会、営業・配車担当者も同席する交流会を通して部会員の交流を深め、特殊な車両等限られた資源の融通・有効利用により輸送の効率化を図り、経営向上の支援を行う。

さらに、関東地方整備局との意見交換会並びに大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会を活用し、煩雑な申請手続きの簡素化や道路情報便覧への道路情報の収録等を要望することとする。

なお、上部団体である関ト協並びに全ト協重量部会と綿密な連携を図り、各種事業を円滑に推進することとする。

(2) 路線部会

路線部会においては、貸切事業とは異なる特積事業特有の課題を抱えており、この解消に向けて、事業者間の輸送協力や情報交換により改善を図ることとし、ブロック毎並びに全体での研修会・交流会を開催する。

なお、当該部会の構成が特積事業者の県内に所在する営業所単位であることから、事業主の観点でなく、現場の首長視点による部会活動を行う。このため、運輸規則をはじめ行政が発する関係法令、並びに関係団体からの情報を速やかに、かつ詳細に提供し、各社・各営業所の遵法水準の統一化・向上を図れるよう支援する。

(3) 海上コンテナ部会

海上コンテナ部会においては、長年の課題である埠頭での長時間待機に加え、大井の待機場問題、オリンピックに関わる港湾地区の整備事業による道路工事並びに交通規制による待機レーンの変更等、あらたな課題が顕在化してきた。

このため、東京都港湾局の担当者との意見交換会等において業界の問題を提議し、引き続き関係行政機関を取り込んで解決に取り組むこととする。このため、部会員の協力により待機時間等の情報提供を頂き、関係者の理解と協力を得られるようデータの構築を進める。

また、海コン輸送に関わる諸手続きにかかわる研修会を開催し、円滑な海上コンテナ輸送の運行を推進することとする。さらに、交流会を通して会員相互の情報交換を行い、部会員の抱える問題を共有し、部会の活性化を図ることとする。

さらに、海コン輸送に特有の交通事故防止対策に取り組むこととする。

なお、今年度から海コン輸送について、ドレージ側としての顧客への提案、ドレージ側の改善を図るべく、先進的なシステムの視察を実施すべく準備を開始する。

(4) 青年部会

青年部会は、埼ト協の推進する事業を踏襲するとともに、青年経営者ならではの独自の事業を充実させるため、各支部・ブロックの枠組みを超えた連携を担う存在である。

また、県下各支部の青年部会の協力により、部会活動の更なる活性化を図り活動を

より有効的かつ効果的となるよう役員会（原則毎月開催）、幹事会（原則隔月開催）を開催し、各支部青年部会の連携を強化すると共に、各事業運営（研修会事業、交流事業、社会貢献事業等）を新たな目線で行うこととする。

なお、今年度も交流を重視し、関東トラック協会青年部会並びに公益社団法人全日本トラック協会青年部会との連携をより深め、物流業界の更なる向上に不可欠な「絆の精神」の構築と、諸課題に対し積極的な対応を行うこととする。

さらに、本年度、公益社団法人全日本トラック協会青年部会関東ブロック大会の開催県である為、各支部青年部会との連携を強化し、今までにない先進的かつ、革新的な大会を開催する。